

## 事務処理標準化WGの検討結果について

### 1 協議事項

- (1) 資格事務の標準化
- (2) 給付事務の適正化
- (3) 県による国保連への診療報酬の直接払い

### 2 構成団体

草加市、白岡市、東松山市、三芳町、上尾市、さいたま市、本庄市、皆野町、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県保健医療部国保医療課

### 3 開催状況

第1回 平成28年6月1日（水）14：00～16：00

（議題）

- 1 事務処理標準化ワーキンググループについて
- 2 事務処理標準化ワーキンググループの検討課題について
- 3 その他

第2回 平成28年8月3日（水）13：00～16：30

（議題）

- 1 事務処理標準化WGの検討課題と方向性

第3回 平成28年9月14日（水）13：00～16：30

（議題）

- 1 事務処理標準化WGの検討課題と方向性

第4回 平成28年10月21日（金）14：00～16：30

（議題）

- 1 埼玉県国民健康保険運営方針に記載する事項について
- 2 被保険者証と高齢受給者証の一体化に係る意向調査の実施について

第5回 平成28年12月1日（木）10：00～12：00

（議題）

- 1 埼玉県国民健康保険運営方針に記載する事項について

第6回 平成28年2月3日（金）14：00～16：00  
（議題）

1 埼玉県国民健康保険運営方針に記載する事項について

#### 4 検討結果

別添のとおり

#### 5 来年度の開催予定について

（1）開催回数 6回程度

（2）協議内容

事務処理マニュアルの作成

事務の取扱基準の検討

事務の共同化の検討

## 事務処理標準化ワーキンググループにおける検討結果

### 1 国保運営方針の記載事項

#### (1) 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

	項目	事務処理標準化WGにおける方向性
①	(現状の把握) 保険給付の適正な実施に関するデータを記載すること。 その際、市町村ごとの見える化が図れるよう留意すること。	・②以降に記載する事業の、現状の取組状況を記載
②	(都道府県による保険給付の点検、事後調整) 都道府県による市町村が行った保険給付の点検の具体的内容については、都道府県と市町村が協議し、地域の実情に応じて、都道府県としての広域性・専門性が発揮されるものについて定めること。	・国保法75条の3から6の規定に基づき、県が実施することができる市町村が行った保険給付の確認について記載する。 ・不正利得については、保健医療機関等による大規模なもので、かつ、県内の複数の市町村にまたがるなど広域的に処理することにより効率的・効果的に返還金の徴収等が行われることが期待できる場合に、県が市町村からの委託を受けて返還金の請求手続きを行うことの検討を市町村との協議の上進めていく。
③	(療養費の支給の適正化に関する事項) 療養費の支給の適正化に資する取組を定めること。	・県と市町村で根拠法令等を整理し作成したマニュアルを活用する(作成は平成29年度中に行う) ・市町村に対する定期的・計画的な指導助言の実施 ・療養費支給の適正化や取り組み事例・課題等について、県内市町村に情報提供を行い、共通認識を図っていく
④	(レセプト点検の充実強化に関する事項) レセプト点検の充実強化に資する取組を定めること。	・レセプト点検員の研修等の実施 ・医療と介護の突合 ・市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施
⑤	(第三者求償や過誤調整等の取組強化に関する事項) 第三者求償事務の取組強化に資する取組を定めること。	・国で設置した国民健康保険求償事務アドバイザーの活用 ・県と国保連による求償事務研修会の実施 ・案件引継ぎのルールや費用対効果等の課題を踏まえた上で、国保連による委託求償事務の範囲拡大の検討を行う
⑥	(高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項) 世帯の継続性の判定、高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に係る取組の標準化などについて定めること。	・国が示す基準を原則とする

#### (2) 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

	項目	事務処理標準化WGにおける方向性
①	(広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組) ・市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化に資する取組を定めること。 ・市町村が同じ基準で取り組むべき情報セキュリティ対策について、情報の保管・移送・消去などの取扱を定めること。	・被保険者証の様式及び有効期限等の統一、高齢受給者証との一体については、アンケートの結果を踏まえた上、目標年次を設定する。 ・事務処理マニュアルの活用、見直し(作成は平成29年度中) ・県内統一基準の検討

### 2 その他検討事項

	項目	事務処理標準化WGにおける方向性
①	国保連への診療報酬の直接支払	(来年度のWGで協議予定)

注 項目は、平成28年4月28日保発0428第16号厚生労働省保険局長通知「都道府県国民健康保険運営方針の策定等について」をもとに作成。